

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第15号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第15号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第15号健全化判断比率の状況の報告について説明いたします。

別紙、平成28年度健全化判断比率の状況を御準備願います。

表の左上、比率の状況につきまして御説明申し上げます。

実質赤字比率、該当はございません。連結実質赤字比率につきましても該当はございません。実質公債費比率9.9%。将来負担比率、該当はございません。

資金不足比率も該当ございません。

各比率の内容でございますが、一般会計から特別会計、事務組合及び第三セクターまで赤字決算はありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ございません。

公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、対前年比1.2%減の9.9%となっております。主な要因といたしましては、国費を基本とする復興事業により起債の発行額が減少し、公債費も減少傾向となったこと及び町税収入の回復傾向によるもので、前年比で1.2%の減となったものであります。

将来負担比率については、震災により一括で交付された東日本大震災津波復興基金市町村交付金等の基金積立金を充当することで、該当なしとなります。

公営企業に係る資金不足比率についても、赤字決算の会計はありませんので該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも基準を上回るようなものではなく、問題ないものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第15号を終わります。

○

日程第2 議案第64号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第64号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第64号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、澤山美恵子君及び5番、阿部三平君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

- 議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の3番、澤山美恵子君及び5番、阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

- 議長（小松則明君） 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

- 事務局長（瀧澤康司君） 報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛 成 12 票

反 対 0 票

- 議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○

日程第3 議案第65号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（小松則明君） 日程第3、議案第65号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（三浦大介君） 議案第65号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

別紙の新旧対照表をお開き願います。

第2条関係の別表に、「大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会の委員」を

追加し、委員長6,000円、委員5,000円の日額報酬とするものであります。

なお、附則は施行期日の規定であります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第65号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第66号 大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を
改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第66号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第66号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、し尿に関する手数料を削除し、その他所要の改正を行おうとするものであります。

1枚おめくりいただいて、条例案をお開き願います。

第4条は手数料の徴収時期について、し尿処理手数料に係る規定を削除するとともに、第2条に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収時期を「その処分を申し出たとき」とするものであります。

別表第1は、一般廃棄物処理手数料について、し尿に係る規定を削除するとともに、所要の整備を行うものであります。

裏面をごらん願います。

最後に、附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例案の

内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） し尿処理の現状について、少し説明いただければと思います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 現在、し尿処理のほうは、2業者によって行っております。

年々、浄化槽整備が進む中で、その中でも、し尿の処理のほうを行っていただいているという状況になっておりますし、現在、し尿の廃棄の部分は釜石のほうに持って行って廃棄しているという状況になっております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 現状の金額については、前のおり大槌町の指定した金額という形になっているわけですね。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 今回これを廃止することによりまして、町との覚書という形で、今提案している既存の120円というところで、覚書のほうを締結する予定としております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第66号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第67号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第67号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 別紙をお開きください。

今回御審議いただく路線は、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業等により新しく認定する45路線、全部廃止する5路線、一部廃止する1路線、変更する2路線でございます。

地区ごとに、新しく認定する路線は赤で着色した認定路線図5ページと、廃止する路線を青く着色した路線廃止図2ページと、一部廃止する路線部分を青く着色した路線廃止図、変更前と変更後の路線変更図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ちょっと聞かせてください。

このことについては特にあれなんですけども、この区画整理事業の中に、新しい町道とかを指定していく際に、以前から赤線とか青線があって、赤線がずっと続いていけばですけども、それこそずっと昔の流れから、払い下げた赤線と払い下げていないものがいまだに町中に残っているということがあらわれています。

そのことが、区画整理事業地内を今整理した段階でいくと、道路の真ん中に赤線がぼんと残ったりしている現状があるわけです。本来であれば、せつかくこの復興の最中なので、それを払い下げてもらって町道に組み込むとか、町の財産にするとかっていうことをやっていかないと、それこそ見える化で見えてきたところに、これは誰の家なんだろうと見たときに、青線だ、赤線だっていうことがある。本当に狭い範囲であるわけです。こういう整理っていうのは、今後やっていくのでしょうか。やったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今、一番進んでいるのは吉里吉里地区でございますけれども、そういった区画整理地内のいわゆる赤線の部分であるとか、そういった部分は一旦廃止させていただいて、それを新しく管理者のもとに渡すと。要するに、今の町道にあるものは全部町道管理者のものになります。今言ったように整理するというところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） では1つの事例として、間にある赤線とか青線は、またいでいるから吸収はしやすいと思うんですね。

その際のあたりで、ここで町道が切れてここに赤線があるっていうような事例もあり

ます。そういうところは、国とかに払い下げて町道の管理にするとかっていう解釈でよろしいですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的に区画整理ですので、そういったところも全てきれいに整理しています。そして国の部分については、今言ったように一旦廃止させていただいて、また国のほうにお返しするということになります。

要するに、ちゃんと整理はします。今回は宅地と町の部分と、あとは国道の部分と、あとは漁協の部分、この部分で全部整理いたします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も1回、赤線の払い下げ申請を自分でやったことがあるんですけど、要は国に願って、それを私有地にする場合には買い受ける、町にする場合は町のほうで買い受けて町有地にするという事務をするわけですね。そういうことを進めていくっていう事でいいですか。

それが国道なのか漁協なのか、そういうのはいいんですよ。町の中にある一つの赤線だったり、青線だったりをきれいにしていったほうがいいと思って今質問しているんですけど、そういう方向でいいですよっていう話です。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そうです。

ちょっと買い受けっていうのは別ですが、今言ったように廃止して、それを新しくするというので、買い取りはしませんけれども、そういった形でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 大槌北小学校線っていうところで、赤で認定して、それから211が青になって廃止区間ということですけども、将来的にどうなるのかなっていう……。今、説明あったのでわかったような、わからないような気がしますけども、この部分について、将来的にどういう形になるか伺います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 小学校線はインターチェンジの関係等もございまして、いろいろ今、新規にやる部分ということになります。

大槌北小学校線については、赤の部分について継続するというので、青の部分については一部廃止というふうになります。そういう表示でございます。

将来的にという部分ですが、先ほど申し上げました三陸沿岸道路の関係で、今後また区域変更等はあると思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この路線は元北小、今のグラウンドの裏を通る道路と見ていいのでしょうか。図面だけではちょっとわからないんですけども、もし北小裏のほうの道路であれば、いろいろ生活なんかにも結構使ったりする道路ですので、この先どうなるのかなってという計画、見通し等が聞ければなと思ったわけです。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 言葉足らずで申しわけございません。

その廃止の部分については、重複しているということで廃止ということになります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第67号町道の路線認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第68号 平成29年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第68号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第68号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明いたします。

1 ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額2億5,497万9,000円の減は、平成28年度復興交付金事業に対し、過大交付された震災復興特別交付税を現年度交付分と相殺したことなどによる減であります。

11款分担金及び負担金2項負担金、補正額110万円は水道事業会計負担金であります。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額4,000円は、平成28年度の事業費精算に伴う過年度分低所得者保険料軽減負担金であります。

2 項国庫補助金、補正額548万5,000円は、国民年金等の個人番号対応に係るシステム改修に伴う番号制度導入支援事業補助金等であります。

3 項委託金、補正額23万8,000円は、国民年金事務委託金であります。

14款県支出金 1 項県負担金、補正額2,000円は、平成28年度の事業費精算に伴う過年度分低所得者保険料軽減負担金であります。

2 項県補助金、補正額719万9,000円は、吉里吉里分館の災害復旧に伴う過年度発生社会教育施設災害復旧費補助金等であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額4,500万円は、大槌駅の駅舎整備に係る J R 東日本からの総務費寄附金であります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額927万円は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの平成28年度決算に伴う特別会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、補正額 6 億3,020万4,000円は、復興交付金事業において今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金及びふるさとづくり基金繰入金等であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額 5 億5,349万円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額500万円は、I R U 光ケーブル支障移転等工事費負担金であります。

20款町債 1 項町債、補正額4,870万円の減は、大槌駅ホーム復旧事業及び放課後児童クラブ施設整備事業のふるさとづくり基金繰入金への財源振替に伴う減、並びに駐車場等の外構工事に伴う御社地津波復興拠点施設整備事業債等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。各款、各項におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額21万4,000円は人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額5,054万6,000円は、J R 東日本からの寄附金によるふるさとづくり基金積立金及び個人番号制度に係るシステム改修に伴う番号制度システム導入業務委託料等であります。

2 項徴税费、補正額500万円の減は、人件費であります。

5 項統計調査費、補正額540万4,000円の減は、人件費であります。

7 項地方創生費、補正額788万7,000円は、U I ターン者等の移住・定住化を図る空き家リフォーム補助金及び民間賃貸住宅家賃補助金等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額2,247万4,000円は、過年度精算に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金等であります。

2 項児童福祉費、補正額116万2,000円は、平成28年度事業費精算に伴う子どものための教育・保育給付費事業過年度国庫返還金等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額2,642万6,000円は、小槌地区老朽管更新事業に対する一般会計出資債及び人件費等であります。

2 項清掃費、補正額35万9,000円は、大槌町廃棄物対策協議会委員報酬及び人件費であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額255万円は、人件費であります。

2 項林業費、補正額24万6,000円は、人件費であります。

3 項水産業費、補正額343万2,000円の減は、平成28年度漁業集落排水処理事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金の減及び人件費であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額100万円は、大槌孫八郎没後400年事業として、平成30年2月に開催予定の鮭文化祭事業業務委託料であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額400万円の減は人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額460万円は、役場、大槌学園、吉里吉里学園の案内板を町道等へ設置する公共施設案内看板設置工事であります。

4 項都市計画費、補正額1,152万9,000円の減は、平成28年度下水道事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金の減及び大ケロ公園トイレ水洗化工事であります。

5 項住宅費、補正額300万円は、定住促進住宅の修繕料であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額600万1,000円は、第3分団第1・2部及び第1分団第2部消防屯所舗装工事及び釜石大槌地区行政事務組合負担金等であります。

3 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額560万円の減は、人件費等であります。

2 項小学校費、補正額26万2,000円は、特別支援教育事業に係る旅費等であります。

3 項中学校費、補正額30万7,000円は、吉里吉里学園中学部学校公開事業に係る開催経費であります。

6 項保健体育費、補正額135万1,000円は、体育施設の修繕料及び栄町仮設グラウンド屋外照明に係る光熱水費等であります。

11款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、補正額1,133万5,000円は、吉里吉里分館の備品購入費等であります。

15款復興費 1 項復興総務費、補正額 2 億310万6,000円は、平成28年度復興交付金事業の事業費精算に伴う復興交付金基金積立金であります。

2 項復興推進費、補正額 3 億2,000万円は、一体的面整備により上水道整備を実施する復興整備事業第 2 期工事等であります。

3 項復興政策費、補正額5,575万4,000円は、大槌駅観光交流施設設計業務委託料及び（仮称）御社地復興拠点施設に整備する東日本大震災展示記録収集・整理業務委託料等であります。

7 項復興都市計画費、補正額3,078万3,000円は、復興事業に伴う補償支援事業業務委託料及び赤浜地区防災集団移転促進事業に伴う各種工事等であります。

9 項復興防災費、補正額 1 億5,600万円は、（仮称）御社地エリア復興拠点施設に整備する駐車場整備費及び同施設への備品購入費等であります。

11項復興社会教育費、補正額477万5,000円は、現在実施している中央公民館防災設備工事に、新たに館内の屋内消火栓の発電機更新を追加するものであります。

12項復興支援費、補正額7,814万円は、仮設商店街の入居者等の再建と町のにぎわいを創出する民間テナント施設整備補助金及びなりわい支援補助金等であります。

4 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費、追加。

款、項、事業名、金額の順に読み上げをいたします。

15款復興費 3 項復興政策費、東日本大震災展示物作成事業、3,622万9,000円。工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの 1 件であります。

5 ページをお願いします。

第 3 表債務負担行為補正、追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業工事施工等に関する一体的業務、平成29年度から平成30年度まで、200億円。

6 ページをお開きください。

第4表地方債補正、追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略させていただきます。

移住・定住促進事業、170万円。

一般会計出資事業、580万円。

観光ビジョン策定事業、900万円。

7ページをお願いします。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略させていただきます。

森林環境保全直接支援事業、120万円、210万円。

道路橋梁整備事業、2億260万円、2億370万円。

防火水槽設置事業、1,500万円、2,000万円。

御社地復興拠点施設整備事業、1億5,430万円、1億9,630万円。

8ページをお開き願います。廃止。

起債の目的、限度額の順に読み上げいたします。

大槌駅ホーム復旧事業、4,690万円。

放課後児童クラブ施設整備事業、6,730万円。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5ページ。第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

6ページに入ります。第4表地方債補正、追加。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 一般会計出資事業についてお伺いします。

昨年の12月の補正でも、確かこういう起債が出てきました。そこで、この一般会計出資事業というのは、公営企業に対する一般会計からの出資債ということで、交付税を5割受けられるという内容でございました。今回の580万というのは、繰り出し基準というか、事業費に対してどのくらいの繰り出しになっているかお伺いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。事業費に対して4分の1でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7ページをお開きください。変更。

8ページをお開きください。廃止。進行いたします。

11ページ。歳入に入ります。

9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

11款分担金及び負担金2項負担金。進行いたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

12ページに入ります。

14款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

16款寄附金1項寄附金。進行いたします。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。

13ページに入ります。

18款繰越金1項繰越金。進行いたします。

19款諸収入4項雑入。進行いたします。

20款町債1項町債。進行いたします。

14ページ、歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

2項徴税费。進行いたします。

15ページに入ります。

5項統計調査費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。16ページ、上段まで。進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

17ページに入ります。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費 1項農業費。18ページに入ります。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

7款商工費 1項商工費。進行いたします。

8款土木費 1項土木管理費。進行いたします。

19ページに入ります。

2項道路橋梁費。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 道路橋梁費の中で、看板設置の対象場所に役場ということだったと思うんですけど、この辺の具体的な内容について教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 公共施設の案内看板でございますが、3カ所を予定してございます。1カ所はこの県道の前のところに役場と中央公民館を表示します。それからもう1カ所は、大槌学園の方に対して県道からの案内表示を設置します。吉里吉里学園については、国道脇に吉里吉里学園小学校、中学校、これは1枚でやると思うんですが、そういうところに設置する予定です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 面整備が進んできて、建物が建ち始めてきてという状況になっていますけれども、真っ新たな状態のときには役場がこの位置にあるというのはよく見えてわかったんですけど、建物ができ始めて、特に外部から来た人は役場がどこにあるんだということで、新しく建った建物が障害になってわかりにくいという話をよく聞きますので、この看板は道路沿いに早目に設置していただきたいという思いで確認させていただきました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今、看板の設置というところで話があったのに合わせて、以前にも話をしましたが、道路ができ、住宅が建ち始め、住民の方が住まれ始め、にもかかわらず安全対策という点では横断歩道の一つもない。

先日、バスから降りた方だったと思うんですが、役場庁舎のほうに向かおうとしたときに、横断歩道のないところを渡ろうとした瞬間に、車に跳ねられそうになったところを見かけました。

そういったことから、以前に、県道ではあるわけですけど、県との話し合いでいつになったら横断歩道ができたり、止まれの標識、要は町道から県道に出る際の標識等ができるのかという話をした経緯がございますが、現状どこまで話が進んで、いつそういったものが、横断歩道であったり看板ができるのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 横断歩道と信号については、公安委員会の管轄になりますが、この間も会議がございまして、29年度にはこの県道の部分について横断歩道、停止線等がつくと。一部信号機も設置される予定で、年度内には設置になるということで決定になってございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 29年度内ということで、まだ半年残っているわけです。ぜひ住民の方または町民の方に、その辺の注意喚起をしていただきたいと思いますけど、その辺の考えはないでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） これは、公安委員会といっても行政の機関でございますから、年度の予算で執行するというものですから、この間の会議でも一応年度内と言いながらも、交通量の関係もございますので、早目の発注・施工をお願いしているところでございます。

○議長（小松則明君） 事故が起きないように対策は考えているのかという質問について、お答えください。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） その公安の会議に私も出席しておりましたので、今環境整備課長が言ったとおり年度内の整備となりますけれども、今大分暗くなってきておりますので、その辺は、広報等で周知という形で今後検討させていただければと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この300万は、定住促進住宅の修繕料という説明でありましたが、定住促進住宅は建築してからかなりの年数がたっております。その中で76世帯150人弱の方々の住まいになっているわけでございますが、これは、長寿命化のために300万を使ってやろうとしているのか。あるいは何戸かの中でかなり傷んでいるところがあるか

ら直すのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

この修繕費は、定住促進住宅の給水に係る揚水ポンプの交換の修繕工事でございます。実は昨年9月から10月にかけて、断水が発生いたしまして、入居者に迷惑をかけたものですから、その際に見ていただいた業者から耐用年数が来ているという指摘がございまして、いつ壊れてもおかしくないということをおっしゃっていただきましたので、そのための修繕の工事でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 年数が来ているからポンプの部分が傷んだということと同じように、建物の部分もどうなっているのかと心配になるわけです。150名ほどの町民の方々が住んでおりますから、そこには町として安全を担保しなければいけないという責務があるわけですね。以前の議会でも説明を受けたかもしれませんが、建物の耐力度、その辺のデータを今持っているのであれば、知らせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） データは津波で流されてないんですけども、もともとこれは雇用促進事業団が持っていたもので、雇用促進事業団が事業撤退するときに町に引き渡されると。そのときに、町のほうでは当然建物の耐力度がきちっとあるかどうかということを確認させた上で、引き取ったというような経緯でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 震災前に、今局長が言われたように受け入れをしたという経緯は私も知っております。

こういうふうに町が復興段階の中で、町が提供する住宅において古いもの、新しいものが出てきているのは、これは事実なわけでございます。そうすると、古いところに住んでいる方々がどういうふうに思ってくるかっていうのも、やはり行政としてつかんでいかなければいけないことだと思いますので、恐らく定住促進住宅の方々も声には出さなくても、その点はかなり思っているんじゃないかと思っておりますので、そこら辺をまずちゃんと整理した中で、今後古いところに住んでいる町民の方々の対応ということを考えていかなければ、我々もいけないのではないかと思いますので、まず共通認識の中でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌町には、今までこういった鉄筋コンクリートの住宅はなくて、大体木造は30年、鉄筋は70年でございます。そろそろ30年目ぐらいになってきますので、そろそろ大規模修繕等を考えなければいけないという中では、今後そういった修繕計画も立てながら、70年まできちっと使えるようにやっていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 関連してお聞きします。

今、局長が70年、70年と言うけれども、あそこの促進住宅の風呂についても、入居している人たちからすごく苦情が出ていると、それは十分聞いていますけれども、あと今家賃として1戸あたり2万5,000円ですか、それをいただいていると。大規模な修繕をしない限りは、あそこを2万5,000円で貸すっていうのは、到底今の建物では私は住民に対して失礼じゃないかと思っております。修繕した上で2万5,000円ならいいけども、風呂についてもシャワーがないとか大変な話なんですよ。だから、今、生活の福利厚生がどんどん進んでいる中で、ああいう状態で2万5,000円というのは法外じゃないか、余りにも高い。やっぱり大槌町に住んでもらいたい。交流人口も大事ですけども、ここに定住させるっていうことを常に言っているんだから、それを考えたら、やっぱり住民が暮らしやすい環境をつくってやらなきゃだめなんですよ。

今まで賃貸で発生したお金、そういうのをどんどん使いながら、70年もたせたいと言うなら、どんどん空いた部屋から修繕しながら環境づくりをしたらいいじゃないですか。町長どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今いただきました御意見については、きちんと整理しながら、長寿命化を含めて、また定住を進めるということも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9款消防費1項消防費。20ページに入ります。20ページ上段まで。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。21ページに入ります。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。進行いたします。

15款復興費 1 項復興総務費。進行いたします。

2 項復興推進費。進行いたします。

3 項復興政策費。進行いたします。

22ページに入ります。

7 項復興都市計画費。進行いたします。

23ページに入ります。下村義則君。

○2 番（下村義則君） 漁集防災機能強化費について質問します。

説明の中に街路灯設置工事とありますが、これは漁集というのは浪板地区にしかないと思うんですが、その街灯を取りつけるということによろしいですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 防集事業、区画整理事業は事業内の工事費の中で先行して街路灯はつけてきたんですが、漁集については、この工事費が計上されていなかったの、ちょっと遅くなりましたが、今回の補正で計上させていただいて街路灯を設置したいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2 番（下村義則君） それで、あそこには長屋タイプと戸建てタイプがあるんですが、長屋タイプの方々が壁に街路灯じゃないんですけども明かりがつかますよね。夜の12時までついていて、12時になると消えるという話です。明かりがついているところのすぐそばに窓があって、その窓が台所とか、いろいろ部屋のそばにあって、そこに夜12時まで電気をつけられると、防犯のために役場ではそうやってくれたと思うんですが、今の時期とんでもない虫が来るらしいです。それで窓を開けられない状態だそうです。

だから、あれは役場のほうでピッとスイッチで電気を切っているのか、それともあそこの団地の中でスイッチを切れるような装置があるのか、そこら辺はどうなっているんでしょう。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

その照明は敷地内の外部照明ということで、歩行する際とか、駐車してから玄関に行くときの照明ということで設置させていただいたものでございます。それにつきましては、自動点滅機で自動について、今は12時にタイマーで切るようになっておりますけれども、確かに入居者から虫が入ってくるという情報は聞いておりましたので、それに対

してどうできるかということは、建設した業者ともちょっと相談しておりますし、夜の12時というのがもし遅いのであれば、10時とか9時に切ることもできますので、その辺をちょっと入居者の方々ともお話ししながら対応してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今課長が言うとおりに、そこに住んでいる住民の方々とはよく相談しながら、設定をお願いいたしたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9項復興防災費。進行いたします。

11項復興社会教育費。進行いたします。

12項復興支援費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第68号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

○

再 開 午前11時17分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第7 議案第69号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第69号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第69号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)を定めることについて説明いたします。

1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、前年度繰越金及び交付金等の確定に伴う予算の調整及び国庫支出金等の精算返還金の計上が主な内容であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額4,186万1,000円の減であります。その主な内容は、普通調整交付金の決算見込みによる減額であります。

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金、補正額168万6,000円の減は、交付金確定に伴う減額であります。

11款繰入金2項基金繰入金、補正額3,000万円の減は、前年度繰越金充実に伴う減額であります。

12款繰越金1項繰越金、補正額9,349万2,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2ページをお開き願います。歳出。

1款総務費1項総務管理費、補正額30万6,000円の増は、高額療養費制度改正に伴うシステム改修費用の計上によるものであります。

3款後期高齢者支援金1項後期高齢者支援金、補正額28万8,000円の増は、納付金確定に伴う増額であります。

4款前期高齢者納付金1項前期高齢者納付金、補正額7,000円の増は、納付金確定に伴う増額であります。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額1,934万4,000円の増は、前年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の計上による増額であります。

以上、平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億1,787万2,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入。

4款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金。進行いたします。

11款繰入金 2項基金繰入金。進行いたします。

12款繰越金 1項繰越金。

6ページをお開きください。歳出に入ります。

1款総務費 1項総務管理費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 全般的なところで、総務管理費の中で伺いますが、平成30年度から県運営になるという方向だということは何度か聞いてきましたけれども、まだ県の方がなかなかつかめないと。あと半年になったんですけれども、進捗について御紹介できるものがあればお知らせください。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 御指摘のとおり、30年度から県のほうが運営主体となりますけれども、現在のところ来年度の見込みというところはまだ示されておりません。第1回目は、多分今月ぐらいに案としては出るかと思いますが、確定というところでは12月ぐらいに確定のところが出るのではないかと予想されております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款後期高齢者支援金 1項後期高齢者支援金。進行いたします。

4款前期高齢者納付金 1項前期高齢者納付金。進行いたします。

11款諸支出金 1項償還金及び還付加算金。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） すいません。歳出のところ全般で再度質問させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） よろしいです。

○10番（及川 伸君） 今、芳賀議員のほうからもありましたが、県のほうに移管して、県管理で徴収を行っていく、運営を行っていくということになると思うんですが、先般マスコミ紙上では国保のほうが増えるであろうと。いろいろ理由はあると思うんですが、町のほうはどんな理由で上がると想定をしているのか。

それから一気に高くなると、納める側も、低所得者なんかは特に納めづらくなるのではないかと危惧するわけです。そういった場合の納め方、分納が今までどおり可能なのか、直近のものを分割して払う方法はないのか、そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議員からただいま御指摘のありました保険税が上がるかもし

れないという話でございますけれども、これは本年の5月22日に、県の国民健康保険運営協議会が開催されまして、その翌日新聞等でもその結果が公表されてございます。その中で、県内各市町村の試算結果が公表をされてございます。ちなみに大槌町につきましては、その段階での県の試算結果でございますと、前年度の繰越金、そのときの試算というのが27年度の状況をベースにいたしまして現行制度に基づいて試算をしたということございまして、そのときの27年の前年度からの繰越金を充当した場合であっても、大槌町については、27年度の保険税と比較すると1人当たりおよそ8.51%上昇するというような試算がそのとき示されてございます。

ただ、これはあくまで、現段階の、27年度の実績をベースに現行制度に基づいて試算を行ったものでございまして、今回の制度改正に伴いましては、平成30年度から国費による財政支援が拡充されることとなっております。全国で1,700億円程度の拡充というふうに聞いてございますが、その拡充される1,700億円の財政支援については反映されていない試算ということでございます。その1,700億円の財政支援、あるいは制度改革に伴いまして激変緩和等も図られる予定となっていると聞いておりますので、そういった新制度を反映した試算というのが、今後出てくることと思っております。

30年度以降の国保税がどうなるかという見通しは、まずその新しい試算を待ちたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 確認ですが、30年度以降も激変して8%上昇分ですね、これがまた継続するようなことがあれば国費のほうで補填されるという見込みはまだわからないということですか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 激変緩和の方法でございますが、詳細については今協議中ということでございますけれども、大まかに申しますと、まず財政運営が県に移管をされます。県で必要な金額のうち国保税で賄う部分を、各市町村に案分して納付をするというように割り振られてまいります。その案分の仕方での激変緩和というものと、それからあとは激変緩和に活用するための財源が、県の基金に国から交付されることとなっております。そういったものを活用して、どういった形で激変緩和を図っていくかということ、現在県のほうで市町村とともに検討をしている段階でございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） よくわかりました。

先ほどちょっと言いましたけれども、低所得者に関しては払いたくても払えないというような状況の家庭が出てくるかもしれません。そういった場合に、大槌独自の、やはり今分納で支払っていると思いますけれども、近々のもの、結構高額で来た場合に、後期高齢者、それから国保、それから住民税、こういったものが一気に来た場合に、払えないということもあり得ると思います。そういった場合の分納の仕方も、ちょっと研究しておいていただければと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○会計管理者（三上 徹君） ただいまの質問に対してなんですが、納めやすい方法をとるのは当然だと思っております。ですから、皆さんのほうから大体どれがどういうことなのかってということで、収入等をお聞きした上で、相談に乗って納入額、分納額を決めているところです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この国保に関してのいろいろな話し合い、県一律とか、そういう話が出ていますけれども、ちょっとどこの県だったか忘れたんですが、この国保に関しては各市町村で独自に決めるというか、全体的な管理等は県でやるんですけども、この国保税を一律にしないで、市町村ごとしていう、そういうところもあったと思いますが、まだ決まっていないと思いますけれども、町長は岩手県の中ではどういう考えで会議に臨むかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 岩手県のやり方というのは、運営は県でやるということになっていますし、保険料の積算はそれぞれというふうになります。それで、医療費に対して負担を求められるということになりますから、簡単に言えば今までどおりの積算になろうかなという部分になります。

先ほどから部長からもお話していますが、いろいろな財政支援とか前年度の27年度の実績なんかで積算されているという状況になります。

詳しくは、確かに次回の通知が来ればわかると思うんですが、27年度の積算された際には基金の積み立てとかですね、そういった部分も加味されているという状況がありますから、毎年基金を積むわけではないのでそこら辺で高く出ているのかなというふうな印象は持ってございました。

そういったことで、国のほうの支援が来れば、そんなに影響はないのかなというふうには私は見ておりました。そういった状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 個々が払う国保税の算定っていうのは、県で一律にやる場合と、あとは各市町村に任せるといふ、そういう二つの内容をちょっと聞いたもので、大槌町としてはどちらの方向でいくのかということをお尋ねしたわけです。

○議長（小松則明君） 選択肢があるのかというような意味です。副町長。

○副町長（澤館和彦君） 岩手県のやり方は、県内統一した保険料ではないということですから。それぞれの求められる金額によって、それぞれが積算して、負担金で納める分に相当する額の率を出して、皆さんからもらうということです。

後期高齢者みたいなのは、県でやっていますが、それは一律の率ですがそういうやり方ではないということです。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第69号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第70号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第70号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,282万9,000円の減は、前年度繰越金を計上し

たことと、下水道事業債に振りかえたことにより一般会計繰入金を減額するものです。

6 款 1 項繰越金、補正額472万9,000円の増は、前年度会計決算見込みに伴う前年度繰越金です。

8 款 1 項町債、補正額1,330万円の増は、下水道事業債の増額です。

2 ページ目をお開きください。歳出です。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額320万円の増は、沢山地区雨水浸水対策工事及び大槌浄化センター改修工事による増額です。

6 款復興費 1 項下水道整備費、補正額200万円の増は、沢山沢川雨水排水路整備工事に伴う用地買収費による増額です。

3 ページ目をお願いします。

第 2 表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額 7 億 4,340 万円を、補正後は 1,330 万円増額して限度額 7 億 5,670 万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,290万円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第 2 表地方債補正、変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。歳入。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

6 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

8 款町債 1 項町債。

7 ページに入ります。歳出。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。進行いたします。

6 款復興費 1 項下水道整備費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第70号平成29年度大槌町下水道特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第71号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第71号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額542万4,000円の減は、主に前年度繰越金を計上したことによる一般会計繰入金を減額するものです。

6款1項繰越金、補正額392万4,000円の増は、前年度会計決算見込みに伴う前年度繰越金です。

8款1項町債、補正額250万円の増は、漁業集落排水処理事業債の増額です。

2ページ目をお開きください。歳出です。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額100万円の増は、吉里吉里地区マンホール嵩上工事です。

3ページ目をお開きください。第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額1億5,340万円を補正後は250万円増額して限度額1億5,590万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,876万3,000円にするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正、変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。歳入に入ります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

6 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

8 款町債 1 項町債。

7 ページに入ります。歳出です。

2 款漁業集落排水処理事業 1 項漁業集落排水処理施設整備費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第71号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第72号 平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第72号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） それでは、1 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入、3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額 5 万 4,000 円の増は、現年度分地域支援事業交付金の増によるものであります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、補正額 24 万 3,000 円の増は、地域支援事業支援交付金の増によるものであります。

5 款県支出金 3 項県補助金、補正額 2 万 7,000 円の増は、現年度分地域支援事業交付金の増によるものであります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額 2 万 7,000 円の増は、地域支援事業繰入金の増によるものであります。

8 款繰越金 1 項繰越金、補正額 4,154 万 5,000 円の増は、平成28年度精算に伴い繰り越

すものであります。

2ページをお開き願います。歳出。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費、補正額21万3,000円の増は、一般介護予防事業に係る人件費の増によるものであります。

6款基金積立金1項基金積立金、補正額2,490万円の増は、平成28年度の精算に伴う剰余分を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額769万6,000円の増は、平成28年度の精算に伴う国庫等への返還金であります。

同じく3項繰出金、補正額908万7,000円の増は、平成28年度の精算に伴う一般会計への返還金であります。

以上、平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,189万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,370万2,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。進行いたします。

5款県支出金3項県補助金。進行いたします。

7款繰入金1項一般会計繰入金。

6ページをお開きください。

8款繰越金1項繰越金。進行いたします。

歳出に入ります。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費。進行いたします。

6款基金積立金1項基金積立金。進行いたします。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金。進行いたします。

3項繰出金。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案72号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定める

ことについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第11、議案第73号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(才川拓美君) それでは1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、前年度分の事務費等の精算に伴う補正であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。6款繰越金1項繰越金、補正額46万6,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページをお開き願います。歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額28万3,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額であります。

3款諸支出金2項繰出金、補正額18万3,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,151万6,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしく願います。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入。

6款繰越金1項繰越金。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金。進行いたします。

3款諸支出金2項繰出金。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第73号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第74号 平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第74号平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 1ページをごらん願います。

第1条、平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、補正予定額935万8,000円の増。

第1項営業費用、補正予定額935万8,000円の増。これは、主に人事異動による人件費の増であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,324千円は、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額6,953千円、当年度分損益勘定留保資金76,283千円、過年度内部留保資金7,088千円で補てんするものとする。」に改める。

収入。1款資本的収入、補正予定額1,500万円の増。

第1項企業債、補正予定額1,430万円の増。これは災害復旧事業の増額によるもので

す。

第2項補助金、補正予定額70万円の増。これは小鍬老朽管更新工事に伴う一般会計からの補助金の増額です。

支出。1款資本的支出、補正予定額1,438万6,000円の増。

第1項建設改良費、補正予定額1,438万6,000円の増は、災害復旧費の委託費の増額によるものです。

第4条、予算第5条に定めた企業債について次のとおり改める。

起債の目的、公営企業災害復旧事業。限度額、補正前2億2,890万円、補正後、2億4,320万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ですので省略させていただきます。

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「29,832千円」を「38,090千円」に改める。

第6条予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「307,440千円」を「308,140千円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。収益的収入及び支出。支出。進行いたします。

4ページに入ります。

資本的収入及び支出。収入。進行いたします。

支出。進行いたします。

5ページに入ります。

平成29年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書。進行いたします。

7ページをお開きください。

平成29年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。8ページまで。進行いたします。

9ページに入ります。

平成29年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行いたします。

10ページ。負債の部。進行いたします。

11ページ。資本の部。進行いたします。

12ページに入ります。

平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

収益的収入及び支出。支出。1款水道事業費1項営業費用。進行いたします。

13ページに入ります。

資本的収入及び支出。収入。1款資本的収入1項企業債。進行いたします。

2項補助金。進行いたします。

支出の部に入ります。

1款資本的支出1項建設改良費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第74号平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 認定第1号 平成28年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 平成28年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 平成28年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 平成28年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第7号 平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定について

日程第20 認定第 8号 平成28年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第13、認定第1号平成28年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第8号平成28年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、決算8件について一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算8件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算8件の審査については、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査が終了するまで、本会議を休会とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

決算特別委員会の開会をお願いいたします。

散 会

午前11時56分

